

令和6年6月24日  
地域創生部文化財保護課  
埋蔵文化財係 電話 027-226-4696 内線 4697  
文化財活用係 電話 027-898-3547 内線 3547

## 国史跡の新規指定等について

令和6年6月24日（月）に国の文化審議会（会長 <sup>しまたにひろゆき</sup> 島谷弘幸）が開催され、本県所在の史跡の新規指定1件及び追加指定1件が答申されました。

### 1 答申が行われた本県所在の史跡

#### (1) 新規指定

<sup>こうずけこくぶんじしあと</sup>上野国分尼寺跡（高崎市東国分町175番2ほか）詳細は別添資料1

- ・聖武天皇が全国に建立させた国分尼寺の一つで、8世紀中葉頃に創建されました。
- ・史跡<sup>こうずけこくぶんじ</sup>上野国分寺跡とあわせて、<sup>こくぶんそうじ</sup>国分僧寺と国分尼寺の両方の状況が分かる全国でも貴重な例で、古代の仏教文化を理解する上で重要な遺跡です。

#### (2) 追加指定

<sup>こうずけのくにたごくんしやうそうあと</sup>上野国多胡郡正倉跡（高崎市吉井町池498番3ほか）詳細は別添資料2

- ・県南西部に位置した古代上野国多胡郡<sup>くわうけ</sup>家の正倉と考えられる遺跡です。
- ・8世紀前半に創建され、正倉が建ち並んでいた区域の一部が追加指定されます。

### 2 今後の手続き

- ・文部科学大臣による官報告示を経て指定となります。
- ・「上野国分尼寺跡」が史跡に指定されると、群馬県内の国指定史跡は51件（特別史跡3件を含む）となります。

### 3 関係機関 連絡先

- ・高崎市教育委員会文化財保護課 027-321-1292

## 上野国分尼寺跡の新規指定について

- ① 上野国分尼寺跡が史跡に指定される見込みとなりました。
- ② 聖武天皇が発した天平13年(741)の国分寺建立の詔によって全国に造営された国分尼寺の一つで、8世紀中葉頃に創建されました。
- ③ 史跡上野国分寺跡とあわせて「国分二寺」の状況が分かる全国でも貴重な例で、古代の仏教文化を理解する上で重要な遺跡です。

### 1 指定名称

上野国分尼寺跡

### 2 所在地

高崎市東国分町175番2 ほか21筆

### 3 面積

22,802.36㎡

### 4 所有者

市有地	1,264.36㎡
民有地	21,538.00㎡

### 5 概要

#### (1) 指定の経緯

- ・平成27年度に遺跡地周辺の市街化が急速に進行する状況を心配した地元団体から高崎市に遺跡保護の要望があり、これを契機に平成28年度から高崎市教育委員会が範囲内容確認調査を実施しました。
- ・調査結果をもとに、令和6年1月に文部科学大臣あてに上野国分尼寺跡について手続を行いました。

#### (2) 立地

- ・榛名山東南麓の相馬ヶ原扇状地の扇端部、染谷川と牛池川にはさまれた幅約1kmの微高地上に位置しています。
- ・上野国分尼寺跡及び史跡上野国分寺跡(上野国分僧寺) (以下「国分二寺」という。)は、約300mの間隔で東西に配置され、国分尼寺跡は東側に位置しています。
- ・北北東約800mに7世紀後半の創建と考えられる史跡山王廃寺跡が位置し、南東約840mには上野国府国庁伝承地があるなど、国分尼寺跡周辺は古代上野国の政治・文化の中心となる地域です。

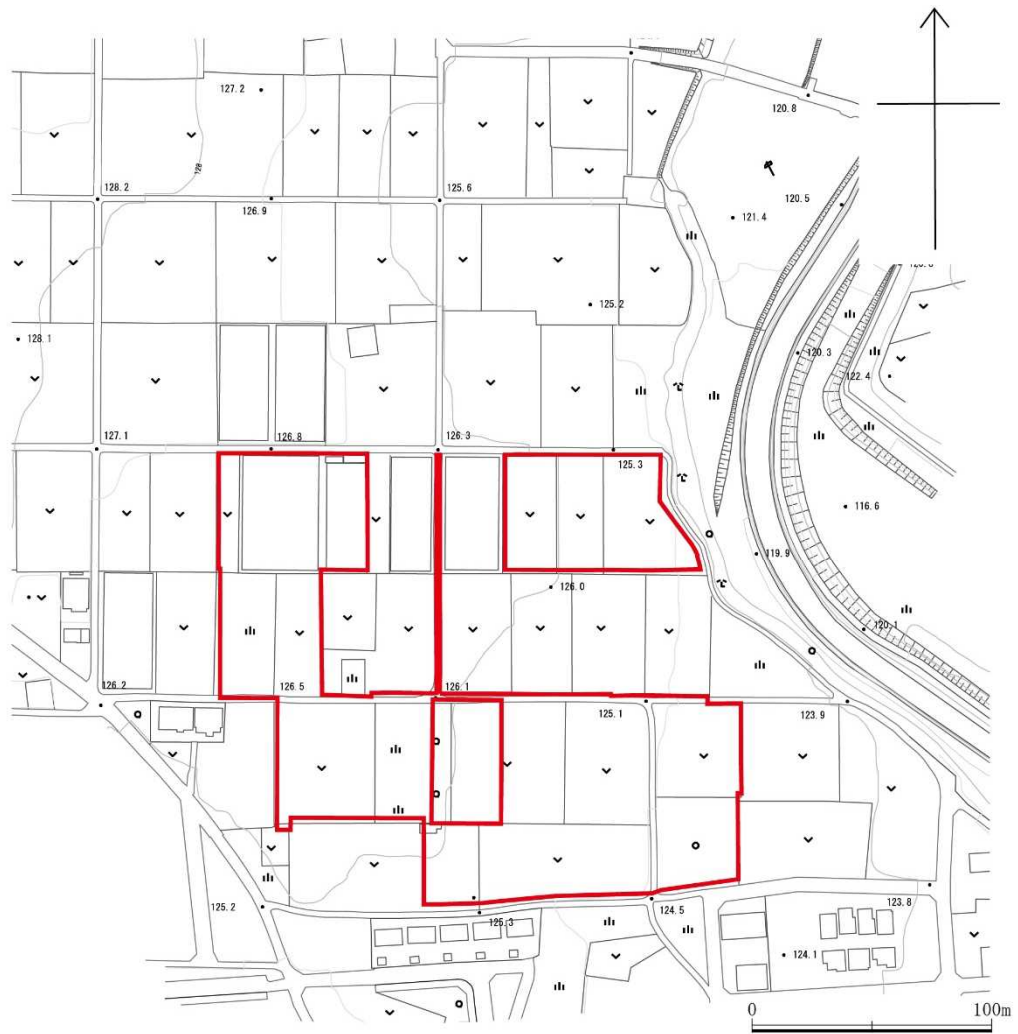
### (3) 史跡の特徴

- ・伽藍地範囲は162m（540尺）四方で、西辺以外は築垣、西辺は溝で区画されていました。
- ・発掘調査により、礎石建ちで総瓦葺の金堂跡・尼坊跡・回廊跡を確認し、伽藍配置がほぼ判明しました。
- ・建物は南から、金堂・尼坊が配され、回廊は金堂に取り付いていました。
- ・金堂の建物規模は東西24m、南北13m、建物の基礎は堀込による総地業で、東西26.5m、南北20.2mと推定されます。基壇外装の一部は凝灰岩切石が列状に設置されていました。
- ・尼坊は桁行15間（東西45m）、梁行2間で南北に各1間の底がつく（南北10.8m）切妻造建物で、調査で内容が判明している尼坊跡としては国内でも最大級です。
- ・回廊は単廊で東西52.8m、南北41.4m、通路幅4.2mです。
- ・出土した瓦や周辺の遺構の年代観から、国分寺の創建とはそれほど隔たった時期ではない8世紀中葉頃に創建され、10世紀前半までには瓦の供給が停止し、11世紀代には堂宇が失われていたと考えられます。
- ・史跡上野国分寺跡の内容は調査によりすでに判明しており、上野国分尼寺跡も近年の調査で内容が判明したことから、「国分二寺」の状況が分かる貴重な例となりました。

### (4) 上野国分尼跡位置図



(5) 指定地域の平面図  
(高崎市教育委員会提供)



凡例  
□ 今回指定する範囲





(6) 写真



上野国分尼寺跡 指定地範囲の航空写真(東から) (高崎市教育委員会提供)



上野国分尼寺跡 東面回廊跡礎石列垂直写真(右が北) (高崎市教育委員会提供)



上野国分尼寺跡 東面回廊跡礎石(南西から) (高崎市教育委員会提供)

## 史跡 こうずけのくに たご ぐんしょうそうあと 上野国多胡郡正倉跡（高崎市）の追加指定について

- ① 高崎市教育委員会が土地所有者に史跡指定への理解を求め、土地所有者から同意を得た箇所などが追加指定されます。
- ② 上野国多胡郡正倉跡は『続日本紀』や特別史跡多胡碑に記された多胡郡建郡の裏付けとなるなど、日本の古代史を解明する上で重要な遺跡です。

### 1 指定履歴

史跡指定 令和2年 3月10日 文部科学省告示第 17号

追加指定 令和3年10月11日 文部科学省告示第169号

### 2 所在地（今回追加指定分）

高崎市吉井町池498番3 ほか3筆

### 3 面積

既指定面積 32,517.72㎡

今回追加指定面積 1,103.03㎡

合計 33,620.75㎡

### 4 所有者（今回追加指定分）

高崎市有地 60.03㎡

民有地 1,043.00㎡

### 5 概要

#### （1）追加指定の経緯

- これまでの調査結果をもとに所有者と高崎市教育委員会が協議を行い、同意を得ることができた部分について、令和6年1月に文部科学大臣あてに史跡の追加指定について手続きを行いました。

#### （2）立地

- 上野国多胡郡正倉跡は鑓川右岸の河岸段丘上にあります。真北約350mには特別史跡多胡碑があります。

#### （3）上野国多胡郡正倉跡について

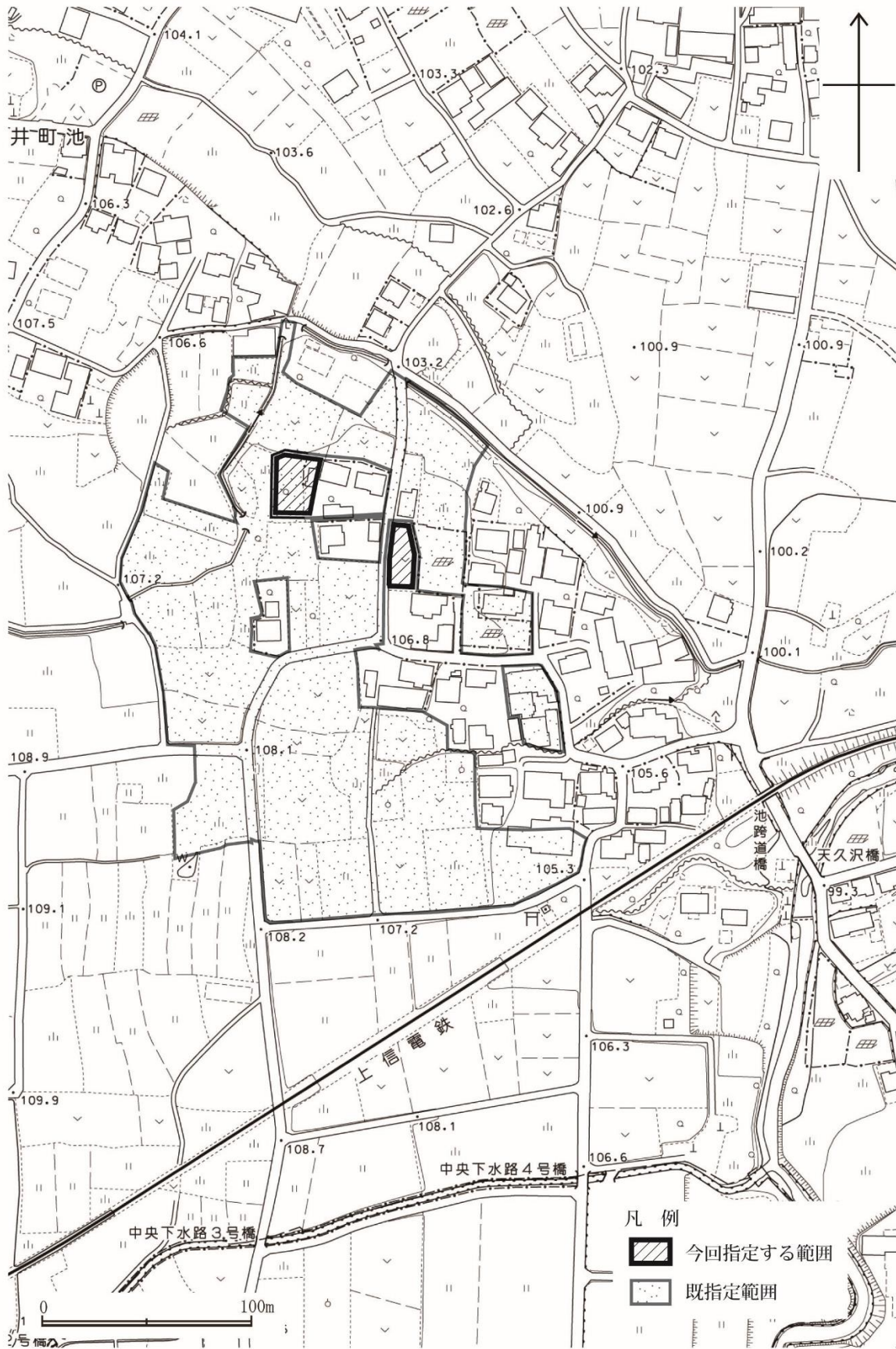
- 古代日本における地方の役所（郡家）は政務を行う施設（郡庁）、税として納められた米などを保管する倉庫群（正倉）、役人の宿泊施設（館）、食事を供給する施設（厨家）で構成されます。
- 上野国多胡郡正倉跡は、8世紀前半に創建された多胡郡正倉で、『続日本紀』や特別史跡多胡碑に記された多胡郡建郡の裏付けとなる遺跡です。日本の古代史を解き明かす上で重要な遺跡であることから、令和元年度に国の史跡として指定されました。
- 平成23～28年度に高崎市教育委員会が実施した発掘調査によって大規模な総瓦葺の屋根を持つ礎石建物（法倉）が建てられていたことなどが判明しています。
- 令和2年度に高崎市教育委員会が実施した発掘調査によって、正倉南辺区画溝が検出され、今まで判明していた範囲よりも更に東に延びていることが事実となりました。
- 令和3年10月には土地所有者の同意を得て、追加指定を受けました。



(4) 位置図



(5) 追加指定地の位置図 (高崎市教育委員会提供)





(6) 史跡内で確認された礎石建・瓦葺きの正倉跡 (高崎市教育委員会提供)



(7) 特別史跡 多胡碑 (高崎市教育委員会提供)

